

厚生労働省（2025年12月24日公表）

「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」の報告書が公表されました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67821.html

1. 背景

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目について、最新の医学的知見や社会情勢の変化を踏まえた見直しが必要とされている。特に高齢化や女性の就業率増加に伴う健康課題への対応が重要視されているため見直しを検討した。

2. 検討項目と結果の概要

- **眼底検査**: 日本人におけるエビデンス不足のため、検査項目への追加は困難。ただし、推奨を通じて眼科受診を促す方策を検討。
- **血清クレアチニン検査**: 腎機能低下の早期発見のため、40歳以上の労働者を対象に検査項目として追加することが適当。
- **骨粗鬆症検査**: 業務起因性のエビデンスが乏しいため、検査項目への追加は困難。
- **胸部エックス線検査**: 結核などの呼吸器疾患のスクリーニングとして継続が適当。
- **心電図検査**: 心疾患のスクリーニングとしての有効性が認められ、継続が適当。
- **喀痰検査**: 胸部エックス線検査の結果に基づき医療機関への受診を促す方針とし、検査項目からは廃止。
- **肝機能検査**: 国際基準に合わせて酵素名を変更。

旧名称	新名称
GOT (glutamic oxaloacetic transaminase)	AST (aspartate aminotransferase)
GPT (glutamic pyruvic transaminase)	ALT (alanine aminotransferase)
γ -GTP (γ -glutamyl transpeptidase)	γ -GT (γ -glutamyltransferase)

- **女性特有の健康課題**: 月経困難症、月経前症候群、更年期障害等に関する質問を一般健康診断問診票に追加することが適当。健診機関や事業者向けのマニュアルやガイドラインを作成し、周知を進める。
「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68776.html
- **歯科健診**: 業務起因性のエビデンスが乏しいため、検査項目への追加は困難。ただし、口腔保健指導の普及啓発を強化する。

詳細については、報告書をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001620888.pdf>